

法改正情報	<h2>2026年度版 みんなが欲しかった！</h2> <h3>行政書士の教科書</h3>
-------	---

本書において、下記のとおり、違憲判決/法改正による修正箇所がございます。
恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	違憲判決前/改正前	違憲判決後/改正後
※被保佐人であることを警備員の欠格事由の一つとして定めていた改正前の警備業法の規定が、憲法 22 条 1 項および 14 条 1 項に違反するとの違憲判決（最大判令 8.2.18）に基づく		
64	側注 神田 T のアドバイス④ 1～4 行目 職業活動の自由関連で違憲判決が出されているのは薬局距離制限事件だけです。	職業活動の自由関連で違憲判決が出されているのは薬局距離制限事件と警備業法違憲訴訟（最大判令 8.2.18）だけです。
110	上から 6～7 行目 最高裁判所で、違憲と判断された判例は <u>17</u> 例あります（2025 年 11 月 1 日現在）。 〈違憲判断がされた判例〉法令違憲 の欄 (最終行に右記を追加)	最高裁判所で、違憲と判断された判例は <u>18</u> 例あります（2026 年 2 月 18 日現在）。 <u>⑭</u> 警備業法違憲訴訟（最大判令 8.2.18）
※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 43 号）の一部規定が令和 8 年（2026 年）4 月 1 日施行と定められたことに基づく		
465	〈府・省の外局〉内閣府 の欄 カジノ管理委員会 金融庁	カジノ管理委員会 <u>サイバー通信情報監理委員会</u> 金融庁

以上

法改正情報	2026年度版 みんなが欲しかった！ 行政書士の教科書
-------	--

本書において、下記のとおり、違憲判決による修正箇所がございます。
 恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	違憲判決前	違憲判決後
※被保佐人であることを警備員の欠格事由の一つとして定めていた改正前の警備業法の規定が、憲法 22 条 1 項および 14 条 1 項に違反するとの違憲判決（最大判令 8.2.18）に基づく		
64	側注 神田 T のアドバイス④ 1～4 行目 職業活動の自由関連で違憲判決が出されているのは薬局距離制限事件だけです。	職業活動の自由関連で違憲判決が出されているのは薬局距離制限事件と警備業法違憲訴訟（最大判令 8.2.18）だけです。
110	上から 6～7 行目 最高裁判所で、違憲と判断された判例は <u>17</u> 例あります（2025 年 11 月 1 日現在）。 〈違憲判断がされた判例〉法令違憲 の欄 （最終行に右記を追加）	最高裁判所で、違憲と判断された判例は <u>18</u> 例あります（2026 年 2 月 18 日現在）。 ⑭警備業法違憲訴訟（最大判令 8.2.18）

以上